

補助要綱規定事項一覧表

自治体名:太子町

計画名称:太子町地域公共交通計画

		地域公共交通計画での記載箇所（頁）
補助要綱第17条第1項に規定する事項	（第1号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割	【位置づけ】 P40 運行系統図（地域内フィーダー系統） 【役割】 P40 表中の役割（地域内フィーダー系統）
	（第2号関係） 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性	地域内フィーダー系統共通 P39 運行系統図上部の文章
	（第3号関係） 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要	P40 表中に事業及び実施主体を記載（地域内フィーダー系統）
	（第4号関係） 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法	P54・55に記載